

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 番 号	R4 第04号	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）							（名称） 山梨市長 高木 晴雄			（所在地） 山梨県山梨市小原西843番地				
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）							（氏名又は名称）			（住所又は所在地）				
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）										経営管 理権の 始期	経営管理 権の存続 期間 （終期） （B）	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 （C）	木材の販売による収益から伐採等に 要する経費を控除してなお利益があ る場合において甲に支払われるべき 金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支 払うべき時期、 相手方及び方法	備考	
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢								
1	山梨市三富上柚 木字芹沢	1035	289	1035	山林	0.0772	ヒノキ	60	公告の あった 日から 2028年 3月31日 まで 乙は、森林の多面的機能を 発揮させるため、山梨市森 林整備計画に基づき、存続 期間中に次の施業を1回実 施する。 ・ヒノキ人工林：間伐 ・獣害被害が著しい場合、 立木への獣害ネットの設置 伐採は林分・林地の状態を 把握したうえで、生物多様 性及び山腹崩壊等の災害リ スクに考慮し、実施するも のとする。 また、気象害及び病虫獣害 の確認のため、存続期間中 に年1回以上は、目視によ る巡視を行う。 経営管理実施権の設定は行 わない。	経営管理権に基づき乙が市町村森林経営 管理事業を行うものとし、乙は間伐材の 搬出・販売は行わない。	乙から甲に対し て金銭の支払い は行わない。	経営管理権 設定区域は 別添図面の とおり。				
2	山梨市三富上柚 木字奥平	1083	289	1083	山林	0.3480	ヒノキ	55								
3	山梨市三富上柚 木字奥平	1096	289	1096	山林	1.1812	ヒノキ	50								
4																
5																
6																
7																
8																
9																
10																

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	山梨市三富上柚木字芹沢	1035	289	1035	山林	0.0772	ヒノキ	60					
2	山梨市三富上柚木字奥平	1083	289	1083	山林	0.3480	ヒノキ	55					
3	山梨市三富上柚木字奥平	1096	289	1096	山林	1.1812	ヒノキ	50					
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													

<p>この計画に同意する。</p> <p>権利の設定を受ける市町村（乙）</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者（甲）</p>	<p>住 所（同上） 山梨市長 高木 晴雄</p> <p>住 所（同上） XXXXXXXXXX</p>
---	--

- （記載注意）（1） この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- （2） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- （3）（A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- （4）（A）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
- （5）（B）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。